

城陽市障がい福祉計画（第 4 期）の進捗状況について

城陽市障がい福祉計画

第4章 平成29年度（2017年度）の目標値の設定

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行について

平成26年（2014年）3月31日時点において福祉施設に入所している障がい者について、今後、自立訓練等の事業を利用し、グループホーム、住宅等へ移行することを目指します。

項目	25年度 (2013年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	考え方	
	基準値	実績値	見込値	目標値		
平成25年度末の入所者数(A)	68人	/			平成26年3月31日の施設入所者数	
【目標値】(A)のうち、平成29年度までの地域移行者(B)					9人	施設入所からグループホームや一般住宅へ移行した者の数
地域生活移行率(B)/(A)					13.2%	厚生労働省目標12%以上
平成27年度末までの地域移行者(実績)、平成28年度末までの地域移行者(見込)	/		1人	2人	平成28年度は新規1人を見込み、累積2人となる	
平成27年度末時点の地域生活移行率(実績)、平成28年度末時点の地域生活移行率(見込)			/		1.5%	2.9%
【目標値】平成29年度末の入所者数(C)	/				65人	平成30年3月31日の施設入所者数
入所者数削減率(A-C)/(A)				/		
平成27年度末の入所者数(実績)、平成28年度末の入所者数(見込)	/		67人			
平成27年度末時点の入所者数削減率(実績)、平成28年度末時点の入所者数削減率(見込)			/		1.5%	△1.5%

【分析】

平成29年度までの地域移行者(B)の目標値の9人に対し、平成28年度は2人と見込み、目標値への到達が厳しい状況です。

また、平成29年度末の入所者数(C)の目標値の65人に対し、平成28年度は69人を見込みます。

第 2 節 福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する者の数が増加することをめざします。さらに、就労移行事業所の利用者数が増加することをめざします。

一般就労移行者目標

項目	24 年度 (2012 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	考え方
	基準値	実績値	見込値	目標値	
平成 24 年度の 一般就労移行者 数 (A)	4 人	/			平成 24 年度に おいて福祉施設 を退所し、一般 就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般 就労移行者数 (B)				8 人	平成 29 年度に おいて福祉施設 を退所し、一般 就労する者の数
増加割合 (B) / (A)				2 倍	厚生労働省目標 2 倍以上
平成 27 年度の 一般就労移行者 数 (実績)、平 成 28 年度の 一般就労移行者数 (見込)	/		6 人	2 人	
平成 27 年度末 時点の増加割合 (実績)、平成 28 年度末時点 の増加割合 (見 込)			1.5 倍	0.5 倍	平成 27 年度 6 人 / 4 人 平成 28 年度 2 人 / 4 人

【分析】

平成 29 年度の一般就労移行者数 (B) の目標値に対して、平成 27 年度の実績値は増加しましたが、平成 28 年度は減少する見込みです。

就労移行事業所利用者目標

項目	25年度 (2013年度)	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	考え方
	基準値	実績値	見込値	目標値	
平成25年度末の 就労移行支援事業 所の利用者数(A)	9人	/			平成25年度末 において就労移 行事業所を利用 した者の数
【目標値】平成 29年度末の就労 移行支援事業所の 利用者数(B)	/			15人	平成29年度末 において就労移 行事業所を利用 する者の数
増加率 (B-A) / (A)	/			66.7%	厚生労働省目標 60%以上
平成27年度末の 就労移行支援事業 所の利用者数(実 績)、平成28年 度末の就労移行支 援事業所の利用者 数(見込)	/	16人	25人	/	
平成27年度末時 点の増加率(実 績)、平成28年 度末時点の増加率 (見込)	/	77.8%	177.8%	/	平成27年度 (16人-9人) / 9人 平成28年度 (25人-9人) / 9人

【分析】

精神障がい者の利用の増加により、平成27年度、平成28年度ともに目標値を上回っています。

第 5 章 自立支援給付

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービス提供量）、福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

第 1 節 訪問系サービス

平成 25 年度（2013 年度）から平成 26 年度（2014 年度）にかけての利用時間の増加率、平成 26 年度（2014 年度）の利用者数、障がい者等のニーズ、居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を推計しています。

(1) 居宅介護

入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障がい者もしくは重度の精神障がい者で常に介護を必要とする方に対して、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護のほか、外出時の移動支援を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がい者に対する移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行います。

(4) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、行動の際に危険回避のための支援や外出時の移動の支援を行います。

(5) 重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とし、特に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に行います。

(単位：1 カ月当たり)

第 4 期計画		単位	27 年度 (2015 年度)		28 年度 (2016 年度)		29 年度 (2017 年度)
			計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
居宅介護	利用者数	人	96	101	100	100	105
	見込量	時間	1,075	1,332	1,122	1,271	1,169
重度訪問介護	利用者数	人	5	5	6	4	6
	見込量	時間	356	198	378	99	399
同行援護	利用者数	人	25	22	26	23	28
	見込量	時間	556	575	584	652	611
行動援護	利用者数	人	23	26	24	25	25
	見込量	時間	563	690	583	740	604
合 計	利用者数	人	149	154	156	152	164
	見込量	時間	2,550	2,795	2,667	2,762	2,783

* 「重度障がい者等包括支援」について、利用対象者はありません

【分析】

重度訪問介護について、特に平成 28 年度においては利用時間の長かった利用者の入院や死亡により見込量が計画値を大きく下回っています。

第 2 節 日中活動系サービス

平成 25 年度（2013 年度）から平成 26 年度（2014 年度）にかけての利用時間の増加率、平成 26 年度（2014 年度）の利用者数、障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業予定者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を推計しています。

(1) 生活介護

常時介護を必要とする方に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

(2) 自立訓練

障がい者に対し、一定期間、地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練等の支援を行います。機能訓練は身体障がい者を、生活訓練は知的障がい者または精神障がい者を対象とします。

(3) 就労移行支援

就労を希望する方に対し、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

(4) 就労継続支援

企業等での雇用が困難な方に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。A型は雇用契約に基づく就労の機会を提供しますが、B型は雇用契約を結ばないものです。

(5) 療養介護

医療及び常時介護が必要な方に対し、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等の支援を行います。

(6) 短期入所

居家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。障害者支援施設等において実施されるものが福祉型、病院・診療所・介護老人保健施設で実施されるものが医療型です。

(単位：1カ月当たり)

第4期計画		単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
			計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
生活介護	利用者数	人	215	210	218	209	222
	見込量	人日	3,810	3,903	3,877	3,501	3,943
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	2	2	3	1	3
	見込量	人日	19	22	22	8	26
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	20	27	19	10	18
	見込量	人日	365	425	352	156	340
就労移行支援	利用者数	人	10	16	11	22	12
	見込量	人日	139	294	152	347	165
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	39	36	42	36	45
	見込量	人日	779	753	857	718	943
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	128	127	138	134	149
	見込量	人日	2,052	2,196	2,220	2,072	2,401
療養介護	利用者数	人	13	14	13	13	13
短期入所(福祉型)	利用者数	人	62	71	68	64	74
	見込量	人日	256	450	282	335	309
短期入所(医療型)	利用者数	人	1	4	1	5	1
	見込量	人日	20	13	20	25	20

【分析】

- ・生活介護については、利用者の入院や死亡により平成28年度は減少する見込みです。
- ・自立訓練(生活訓練)については、就労継続支援への移行が多いため、平成28年度は大きく減少する見込みです。
- ・就労移行支援については、精神障がい者の利用の増加により計画値を大きく上回っています。
- ・短期入所(福祉型)については、利用日数の多かった利用者が入院や施設入所したことにより平成28年度は平成27年度実績に比べて減少する見込みです。

第3節 居住系サービス

居住系サービスについては、平成25年度(2013年度)から平成26年度(2014年度)にかけての利用者の増加率、平成26年度(2014年度)の利用者数、障がい者等のニーズ等を勘案し、見込を推計しています。

(1) 共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域で共同生活を営む方に対し、相談や日常生活上の支援を行います。なお、平成 26 年 4 月 1 日より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助に一元化されました。

(2) 施設入所支援

施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

（単位：1 カ月当たり）

第 4 期計画		単位	27 年度 (2015 年度)		28 年度 (2016 年度)		29 年度 (2017 年度)
			計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
共同生活援助	利用者数	人	39	40	41	41	43
施設入所支援	利用者数	人	65	65	65	66	65

【分析】

共同生活援助について、平成 27 年度に市内に事業所が開所したことにより、平成 27 年度で計画値に到達しています。

第 4 節 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスの利用者に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。なお、平成 27 年度（2015 年度）からは、全ての障がい福祉サービス利用者及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）の利用者の計画相談支援が義務付けられています。

(2) 地域移行支援

施設や病院等に入院・入所している 18 歳以上の障がい者の地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者に対し、常時の連携体制を確保し、緊急時の相談に対応します。

(単位：1 カ月当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
計画相談支援	人	43	45	45	35	47
地域移行支援	人	3	0	3	0	3
地域定着支援	人	2	2	2	2	2

【分析】

地域移行支援について、施設から退所した人が平成27年度、平成28年度にそれぞれ1人ありましたが、地域移行支援を利用されていません。

第5節 福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量確保にあたっては、退院可能な精神障がい者など、新たなサービス利用者が円滑に利用できるよう配慮するとともに、障がい特性を理解したヘルパーの養成等に努め、利用者のニーズに合致したサービスの充実を図っていきます。

【進捗状況】

- ・サービス提供事業者と連携し、退院可能な精神障がい者など、新たな利用者が円滑にサービスを利用できるよう体制を整えています。
- ・ヘルパー養成については、市のホームページや窓口で養成講座の案内に努めています。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量確保にあたっては、特別支援学校卒業者等が社会活動に参加できるよう支援するほか、就労への移行が円滑に進むよう配慮したサービス提供に努めます。

【進捗状況】

特別支援学校の福祉サービスの説明会や進路相談に参加し、卒業後の社会活動の支援を行っているほか、就労への移行が円滑に進むよう相談支援事業所と連携しています。

(3) 居住系サービス

施設入所から地域生活への移行が円滑に進むためには、今後もグループホームの整備が必要となるため、地域の理解を深めながら生活の場の確保に努めます。

【進捗状況】

自立支援協議会の市民講座等により、地域の理解を深めるよう努めています。

(4) 相談支援

居住系サービスと同様にグループホーム確保に努めるとともに、施設や病院等に入院・入所している障がい者が地域での生活の移行が円滑に進むよう、関係機関との連携体制の整備に努めます。

【進捗状況】

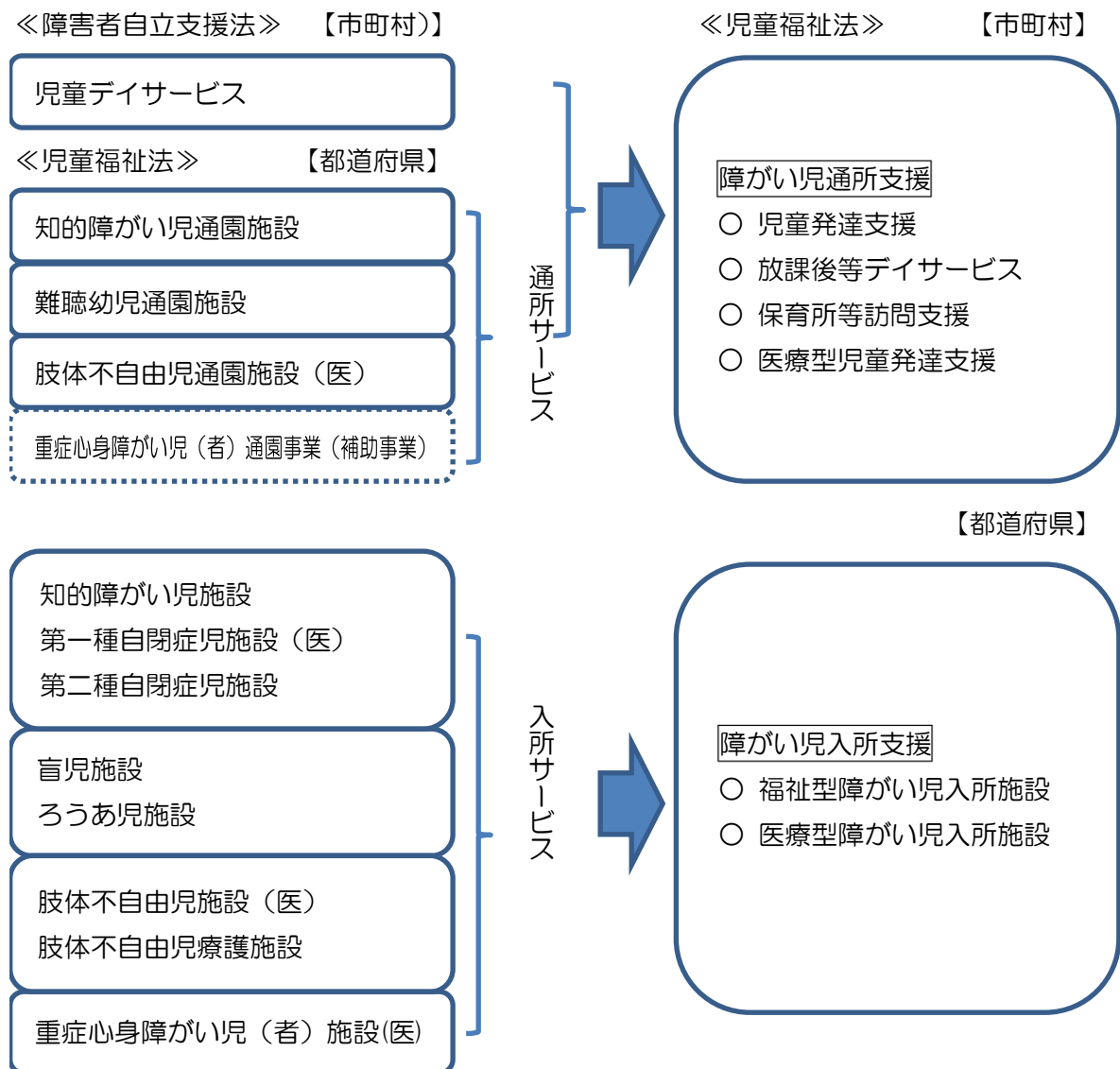
グループホーム確保に努めるとともに、地域での生活の移行が円滑に進むよう、相談支援事業所やサービス提供事業者と連携しています。

第 6 章 障がい児通所支援給付

障害者自立支援法および児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月1日より、障がい児等に対する通所サービスと入所サービスが一新され、全て児童福祉法に基づくサービスとなりました。

第 1 節 体系のイメージ

障がい児施設・事業の一元化イメージ



※ (医) は医療の提供を行っているものです。

第 2 節 障がい児通所支援、障がい児相談支援

(1) 児童発達支援

発達が気になる児童に対し、日常生活における基本動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力の向上のための必要な訓練等を継続的に行い、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

(5) 障がい児相談支援

指定障害児相談支援事業者が、障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業等の利用を希望する障がい児及び保護者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。

(単位：1 カ月当たり)

第 4 期計画		単位	27 年度 (2015 年度)		28 年度 (2016 年度)		29 年度 (2017 年度)
			計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
児童発達支援	利用者数	人	87	124	97	108	107
	見込量	人日	550	403	613	323	677
放課後等デイサービス	利用者数	人	129	115	138	136	148
	見込量	人日	401	927	432	1,215	462
保育所等訪問支援	利用者数	人	7	2	7	1	7
	見込量	人日	7	2	7	1	7
医療型児童発達支援	利用者数	人	4	4	5	4	5
	見込量	人日	25	34	30	32	34
障がい児相談支援	利用者数	人	19	31	20	33	21

【分析】

- ・放課後等デイサービスについては、近年事業所の開所が続いています。このため、利用者一人あたりの利用日数の増加が著しい傾向です。
- ・保育所等訪問支援については、平成 28 年度も利用者数、見込量ともに計画値を大きく下回る見込みです。

第 3 節 障がい児通所給付の見込量確保のための方策

サービスを必要とする障がい児が適切なサービスが受けられるように、障がい児相談支援事業所と連携し、障がい児通所支援事業所への通所を支援します。

【進捗状況】

近年、放課後等デイサービスの事業所の開所が続いています。

サービスを利用したい人がサービスを受けられるよう相談支援事業所と連携し、事業所の開所の情報や、空き状況について、サービス利用希望者に伝えるよう努めています。

第 7 章 地域生活支援事業

第 1 節 実施する事業の内容

障害者総合支援法第 77 条では、市町村が実施する地域生活支援事業が定められています。地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが好ましい各種の事業について法定化された事業で、実施が義務付けられている必須事業と実施有無を市町村に託されている任意事業に区分されます。

城陽市では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の必須事業とともに、任意事業として、日常生活支援（訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援）、社会参加支援（点字・声の広報発行、奉仕員養成研修、自動車運転免許取得・改造助成、その他社会参加支援（精神障がい者グループワーク））、就業・就労支援（更生訓練費給付）の各事業を実施します。

第 2 節 各年度における事業の種類ごとの見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者等への理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい特性の理解を深める講座や事業所見学等を行います。

第 4 期計画	単位	27 年度 (2015 年度)		28 年度 (2016 年度)		29 年度 (2017 年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
	(有無)	有	有	有	有	有

【分析】

城陽市まちづくり出前講座を充実させるとともに、平成 24 年度から実施している自立支援協議会の市民講座についても充実を図っています。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その他家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい者に対するボランティア活動の支援等を行います。

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
	(有無)	有	有	有	有	有

【分析】

ボランティア活動の支援を行うとともに、障がい者同士が交流する機会を提供するなど、社会参加や情報共有を支援しています。

(3) 相談支援事業

基幹相談支援センターは、本市における相談支援の中核的な役割を担う拠点と位置付けられます。

障がい者相談支援事業は、障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利の擁護のために必要な支援をするものです。

自立支援協議会は、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議などを行います。

障がい者虐待防止センターは、相談支援センター等の関係機関、他の関係行政機関と連携を図りながら、虐待防止、早期発見と対応を行います。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
基幹相談支援センター	(有無)	有	無	有	無	有
相談支援事業所	力所	14	15	14	15	14
自立支援協議会	力所	1	1	1	1	1
障がい者虐待防止センター	力所	1	1	1	1	1

【分析】

- ・基幹相談支援センターについては、市と相談支援事業所が連携することにより、その機能を補完しています。
- ・障がい者虐待防止センターについては、平成24年度に設置しています。近年通報が増加傾向にあります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援するものです。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
	人	3	4	4	4	5

【分析】

概ね計画通りです。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等の意思疎通が円滑に行えるよう相談、情報提供、意思疎通支援を行うため、手話通訳者を設置し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
手話通訳者派遣	件	970	844	990	829	1,000
登録手話通訳者派遣	件	180	125	210	96	240
登録要約筆記者派遣	件	210	192	230	219	250

*「登録」とは、手話通訳等の資格を有し、事業に協力する方を市に登録すること。

【分析】

各派遣の依頼件数は年度により異なりますが、依頼の全てに対応しています。

(6) 日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者等が日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働大臣が定める日常生活用具の給付、貸与等を行います。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
介護・訓練支援用具	件	6	2	7	0	8
自立生活支援用具	件	22	27	24	13	26
在宅療養等支援用具	件	14	20	15	28	16
情報・意思疎通支援用具	件	37	32	39	12	41
排泄管理支援用具	件	2,089	1,912	2,151	2,102	2,215
合計	件	2,168	1,993	2,236	2,155	2,306

【分析】

- ・在宅療養等支援用具については、計画値を大きく上回る見込みです。
- ・情報・意思疎通支援用具については、平成27年度にパソコンと連動する福祉機器の買い替えが集中したため、平成28年度は相対的に低い数値となる見込みです。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する者を養成し、手話を必要とする障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
手話奉仕員養成	会場	2	2	3	2	3
講習修了見込み者数	人	33	44	40	34	48

【分析】

手話奉仕員養成の会場は増えていませんが、新たに手話奉仕員養成研修修了者に対する「手話奉仕員ステップアップ講座」を平成27年度より開始し、研修事業の充実を図りました。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出及び余暇活動等の社会参加のための支援を行います。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
利用者	人	178	166	181	175	184
	時間	19,505	19,280	20,481	18,792	21,505

【分析】

放課後等デイサービス事業への移行が進んでいるため、利用者が減少しています。

(9) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進の支援を行います。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
本市内設置数	力所	1	1	1	1	1
本市内設置施設の利用者	人	6	11	7	7	7
本市外設置施設の利用者	人	3	7	3	7	3

【分析】

- ・本市内設置数については、平成27年度に初めて1ヶ所設置されました。
- ・本市内設置施設の利用者については、設置当初の平成27年度は利用者が計画値を上回りましたが、利用者の転出や死亡により平成28年度は減少すると見込みます。
- ・本市外設置施設の利用者については、精神障がい者の利用が増加し、計画値を大きく上回っています。

(10) 任意事業

必須事業である(1)～(9)の他に、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な任意事業のうち、下記の事業について見込みを計画します。

日常生活支援においては、自宅で入浴することが困難な重度障がい者に対し、入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する訪問入浴サービス、視覚や聴覚に障がいのある方を対象に、日常生活に必要な訓練や相談を実施して社会生活が円滑に行えるよう支援する生活訓練、在宅の障がい者等に対し、日中における活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族等の一時的な休息のための支援を行う日中一時支援を実施します。

社会参加支援においては、点字広報及び声の広報を発行、要約筆記奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成、自動車運転免許取得・改造の助成、その他社会参加支援として「閉じこもりがち」「対人関係が苦手」なため、社会とのつながりが薄い精神障がい者が定期的に通所しながら、茶話やゲーム、検索活動等を通じて対人関係を広げ、日常生活を豊かにすることを目的とした精神障がい者グループワークを実施します。

就業・就労支援においては、就労移行事業又は自立訓練事業を利用した場合に社会復帰の促進を図るために更生訓練費を給付します。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)		28年度 (2016年度)		29年度 (2017年度)
		計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
日常生活支援						
訪問入浴サービス	人	108	49	108	83	108
生活訓練	(有無)	有	有	有	有	有
日中一時支援	時間	33,212	29,347	34,872	32,024	36,616
社会参加支援						
点字広報発行	(有無)	有	有	有	有	有
声の広報発行	(有無)	有	有	有	有	有
要約筆記奉仕員養成	会場	1	1	1	1	1
講習修了見込み者数	人	10	5	10	3	10
点訳奉仕員養成	会場	1	1	1	1	1
朗読奉仕員養成	会場	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得助成	件	2	0	2	0	2
自動車改造費助成	件	2	4	2	0	2
その他社会参加支援 (精神障がい者グループワーク)	回	141	140	141	139	143
就業・就労支援						
更生訓練費給付	人	2	1	2	0	2

【分析】

日常生活支援

- ・訪問入浴サービスについては、計画策定時（平成26年度）の利用者1名に対し、計画初年度の平成27年度より1名増の2名を見込んで計画値を設定していましたが、平成28年度中に2名に増加したことにより平成29年度には計画値に到達する見込みです。
- ・日中一時支援については、放課後等デイサービス事業への移行が進んでいるため減少傾向です。

社会参加支援

- ・要約筆記奉仕員養成については、講習修了見込み者数が減少傾向です。

就業・就労支援

- ・更生訓練費給付については、平成27年度に給付した1人が一般就労されました。

第3節 各事業の見込量の確保のための方策

- (1) 障がい者やその家族が、地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できるよう、相談支援事業の拡充と専門性の向上を図ります。また、各専門機関が集まる自立支援協議会を活用し、本市障がい福祉サービスの課題等を整理し、質の向上に努めます。

【進捗状況】

相談支援事業においては、相談支援事業所も参画する自立支援協議会の各部会において、それぞれの事業所が担当する支援困難ケースの支援方法等の情報共有を行うことにより、全体の質の向上に努めています。

- (2) 視覚障がい者や聴覚障がい者及び知的障がい者等の情報収集やコミュニケーション確保について、情報伝達手段や行政情報の提供を充実するとともに、情報機器の進歩を踏まえて多様な情報提供手段の活用を図るなど情報バリアフリー化を推進します。

【進捗状況】

視覚障がい者に対しては点字や音声による情報提供、聴覚障がい者に対しては、手話通訳や要約筆記による情報提供、知的障がい者に対しては資料へのふりがな付記や表現の簡易化に努めるほか、障がい者からのニーズを踏まえ、情報提供手段を調整しつつ、情報バリアフリー化に努めています。

- (3) 障がい者の生活様式の多様化、障がいの重複化などにより、在宅サービスに対するニーズも多岐にわたっているため、現行の各サービスが障がい者にとってより使いやすくなるよう、障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、利用者本位の適切な運用に努めます。

【進捗状況】

障がい者が各サービスの利用を希望される際には、利用者本人からきめ細やかにニーズを聞き取るほか、相談支援事業所とも連携し、必要とされる適切なサービスの提供に努めています。

- (4) 高齢者などの福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障がい者ニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加などにより、障がい者の自立を支援し、地域で安心して生活できる条件整備を進めます。

【進捗状況】

原則として介護保険制度のサービスが優先されますが、利用者の求めるサービスをきめ細やかに聞き取り、介護保険制度にないサービスや介護保険制度の支給限度基準額の制約から介護保険サービスのみによって確保できない場合は障がい福祉サービスを利用する等、障がい者が地域で安心して生活できる支援に努めています。

(5) 手話通訳者や要約筆記者の養成を進め、意思疎通の際に手話や要約筆記を必要とする人への支援がスムーズに行えるよう体制強化に努めます。

【進捗状況】

- 手話通訳者の養成に関しては、手で輪を広げる城陽市手話言語条例の施行に合わせ、手話に関する啓発活動を行うことにより手話通訳者を目指す人が増加するよう努めるほか、新たに開始した手話奉仕員ステップアップ講座により手話通訳者が増加するように努めています。
- 要約筆記者の養成に関しては、自立支援協議会の聴覚言語障がい支援部会において要約筆記に関する啓発活動を行い、要約筆記者を目指す人が増加するように努めています。